

所定疾患療養費の算定について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める医受任に基づき、所定疾患療養費の算定を公表いたします。

算定要件

所定疾患療養費（Ⅰ）

- ①診断、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置等内容を診療録に記載していること。
- ②所定疾患療養費の算定開始年度の翌年度以降において、当該施設の前年度における当該利用者に対する投薬、検査、注射、処置等の実施状況を公表していること。

対象疾患：肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪

2024年度（2024年4月～2025年3月）

疾患名	件数	日数	投薬状況等
肺炎	0	0	
尿路感染症	20	126	レボフロキサシン、ダイフェン、セフトリアキソンN a 静注用、ソルデム3 A 500m l
带状疱疹	0	0	
蜂窩織炎	0	0	
慢性心不全の増悪	0	0	

2025年5月1日

介護老人保健施設 葵の園・常総